

公益社団法人佐倉市シルバー人材センター 自動車使用及び貸出要綱

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人佐倉市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の会員がセンター所有の自動車（以下、「センター車」という。）を使用する際の基準について定める。

(使用上の注意)

第2条 センター車は、業務上の必要に基づいて効率的に使用されなければならない。

2 使用者はセンター車の使用について、次の各号の事柄を遵守しなければならない。

(1) 自動車は丁寧に使用すること。

(2) 日常点検及びガソリン等エネルギーの補給については、原則として使用者が行うものとする。なお、ガソリン等エネルギー費用はセンターの負担とする。

(使用の届出)

第3条 使用者（運転免許所持者）は、運行に関して安全運転管理者または運行管理者（以下、「管理者」という。）へ使用の届出をしなければならない。

(運転日報の作成と保管)

第4条 使用者は、使用後に運転日報を記入し、指定場所に保管する。

(事故発生の報告)

第5条 使用者は、事故発生の際には速やかに別紙様式により管理者に報告しなければならない。

(損害保険)

第6条 使用者がセンター車の使用中に損害事故を起こした場合の損害事故補償に関しては、下記のとおりとする。

(1) 使用者が、第三者の身体もしくは財物、またセンター車に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償保険」約款または当該自動車保険「任意保険」の定めるところにより、賠償を補償されるものとする。

ただし、会員の自己責任額として賠償金額の10%（上限額3万円）を負担するものとする。なお、センター車の使用目的等事由によっては、会長判断より自己責任額は免除されるものとする。

(2) 使用者の故意または重大な過失に起因する賠償責任が発生したとき、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」、当該自動車保険「任意保険」で担保できない賠償は、使用者が負うものとする。

(ペナルティ)

第7条 会長は、センター車の使用中事故を起こした使用者に対して、必要に応じて指示及び処分を行うことができるものとする。指示及び処分については「ペナルティ制度処分規程」、「ペナルティ制度判断基準」を適用する。

(センターの義務)

第8条 センターは、センター車に対して次の義務を負う。

- (1) 安全運転管理者の設置
- (2) 自動車保険「任意保険」の加入
- (3) 車両の点検整備
- (4) その他自動車所有に係る法律上の義務
(自動車の貸出)

第9条 センター車については、次の基準により貸出を行う。

- (1) センターは、センター車の内、軽トラック及び中トラックに限定して、配分金が発生する就業に必要とし、使用しようとする会員（運転免許所持）に対して貸出を行う。
- (2) センター車を借り受ける会員は、安全運転管理者または運行管理者に対して、貸出の届出をしなければならない。
- (3) センター車を借り受ける会員は、センターの定める使用料を支払い、指示に従わなければならない。
ただし、佐倉市が発注する業務のために使用するトラックについては、使用料の支払いを免除する。
- (4) センター車を借り受ける会員は、顧客に使用料を請求してはならない。
- (5) 貸出によるセンター車の使用に際しても、第2条及び、第4条から第8条までの規定の適用を受けるものとする。

(適用除外)

第10条 福祉有償運送サービス事業で使用する自動車については、別途定める。

(委任)

第11条 この要綱に関して、必要な事項は理事会で定める。

附 則

- 1、この要綱は、平成7年11月10日から施行する。
- 2、この要綱は、平成11年9月1日から施行する。
- 3、この要綱は、平成24年4月1日（公益社団法人移行認定登記の日）から施行する。
- 4、この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

別紙 1

センター車賠償事故発生報告書

賠償事故が発生したので、下記により報告いたします。

報 告 日	年 月 日	報告者氏名	
事故発生日	年 月 日		
事故発生場所			

	センター車	相手方
車 種	車 輛 名	車 輛 名
	車 輛 番 号	車 輛 番 号
運 転 者	氏 名	氏 名
	会 員 番 号	住 所
	職 群	
	電 話 番 号	電 話 番 号
同乗者		
事故概要	発生時（該当にレ）： ☐ 就業中 ☐ 就業途上 ☐ 就業帰宅中	
車輛または物の破損状況		
第三者への破損状況		
備 考	車輛又は物の破損の程度について修繕費等概略見積ができるものは摘記すること	

会 長	副会長	常 務	局 長	次長（戻）	参照番号
					賠償-

↑安全・適正就業委員会事務局委員

別紙2

センター車賠償事故処理報告書

賠償事故処理結果について、下記により報告いたします。

センター車	車両名	号車	車両番号
運転者氏名	(会員番号)		
事故発生日	年	月	日 AM・PM 時 分頃
事故報告受付	年	月	日 AM・PM 時 分頃
報告書受付	年	月	日 AM・PM 時 分頃
センター内報告	年	月	日 AM・PM 時 分頃
保険会社報告	年	月	日 AM・PM 時 分頃
確認面談日	年	月	日 AM・PM 時 分頃
保険会社書類報告	年	月	日 AM・PM 時 分頃
保険会社打合	年	月	日 AM・PM 時 分頃
対外折衝	年	月	日 AM・PM 時 分頃
保険内容確定	年	月	日 AM・PM 時 分頃
支払等完了	年	月	日 AM・PM 時 分頃
センター処分確定	年	月	日 AM・PM 時 分頃
センター注意完了	年	月	日 AM・PM 時 分頃
罰金金額	円		
罰金納入日	年	月	日 AM・PM 時 分頃

再発防止対策

--

会 長	副会長	常 務	局 長	次長 (戻)	参照番号
					賠償-